

帯広市森林環境振興基金条例

(設置)

第1条 帯広市における森林環境の振興の費用に充てるため、帯広市森林環境振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、帯広市一般会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、帯広市一般会計に繰り入れ使用するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は各会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のためでなければ、これを処分することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。